

別紙

諮問第1717号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇年度以降『〇〇』から出された『私立特別支援学校等経常費補助金』と『私立幼稚園特別支援教育事業費補助金』の交付申請に関わる『特別支援児一覧表』と『特別支援児就園計画書』と『認定書類』（診断書や愛の手帳など）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和5年6月16日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、別表に掲げる本件対象公文書1から3までを特定し、本件不開示情報1から7までを不開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年7月26日に審査会へ諮問された。

審査会は、同年9月20日に実施機関から理由説明書を収受し、令和6年1月26日（第245回第二部会）から同年2月16日（第246回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように

判断する。

ア 本件一部開示決定について

実施機関は、本件開示請求に係る公文書として特定の学校法人に対する補助金に係る公文書である本件対象公文書1から3までを特定し、本件不開示情報1及び4については、開示することにより偽造等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから条例7条4号に、本件不開示情報2、3、5、6及び7については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから同条2号にそれぞれ該当するとして、これらの部分を不開示とする本件一部開示決定を行った。

イ 本件不開示情報1及び4の不開示妥当性について

本件不開示情報1及び4は、特定の学校法人に係る印影及び本件対象公文書2の記入者の印影であり、これを公にすることにより、偽造等犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められる。

したがって、本件不開示情報1及び4は条例7条4号に該当し、不開示が妥当である。

ウ 本件不開示情報2、3、5、6及び7の不開示妥当性について

審査請求人は、本件不開示情報3のうち、特別支援児の障害名については、同一園の中にその障害を持つ者が複数いれば障害名を開示しても個人の特定にはつながらないと主張する。

この審査請求人の主張に対し、実施機関は、弁明書及び理由説明書において、障害名は、特別支援児に関する情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある旨説明する。

審査会が見分したところ、本件対象公文書1は、特定の私立学校に在籍する特別支援児又は障害児について一覧表の形式で作成された文書、本件対象公文書2は、当該特別支援児又は障害児個々の就園計画書、本件対象公文書3は、医療機関等の作成した診断

書や意見書、障害児施設の通所受給者証等であることが確認された。そして、本件不開示情報2、3、5、6及び7には、児童に関する情報が一連の内容として記載されていることから、児童を単位として相互に関連性を有する一体不可分の情報であると認められる。

また、本件においては、具体的な学校名を特定して開示請求されており、たとえ児童の氏名等を不開示として他の部分を開示したとしても、開示された情報の内容そのものから、あるいは他の情報と組み合わせることにより、学校関係者のみならず、広く一定の地域社会に属する人々に特定の個人が識別される可能性を否定できない。

したがって、本件不開示情報2、3、5、6及び7は一体として特別支援児又は障害児の個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められ、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、不開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表

本件対象公文書		不開示部分	不開示理由	本件不開示情報
1	私立特別支援学校等經常費補助金交付申請書 特別支援児一覧表	法人の印影	開示することにより偽造等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例7条4号)	1
		特別支援児の氏名、性別、生年月日、年齢及び入園年月日	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。(条例7条2号)	2
		特別支援児の障害名、判定機関及び判定方法	個人に関する情報で公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。(7条2号)	3
2	特別支援児就園計画書(個票)	記入者の印影、記入者の修正印	開示することにより偽造等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例7条4号)	4
		記入者の職及び氏名、特別支援児の氏名、生年月日、年齢、担任氏名及び補助者氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。(条例7条2号)	5
		障害種別、認定書類、特別支援児の状況、具体的な補助内容、施設・設備整備の状況及び教育上の措置	個人に関する情報で公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。(7条2号)	6
3	認定書類	全体	個人に関する情報で公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。(7条2号)	7